

- 1 派遣期日 令和元年8月9日(金)
- 2 研修先 会場名 茨城県駿優会館
所在地 茨城県水戸市三の丸1丁目1-42
- 3 研修内容 茨城県学校教育健康相談研究会 <http://ibagakusou.jimdofree.com/>

研究テーマ「教育相談の一層の広まりと深まりを求めて 出会い ふれあい 認め合い」

(1) 講演会内容

「『法化社会』におけるいじめ問題の危機管理」講師 神田外国語大学教授 嶋崎政男先生

いじめの重大事態への対応、第三者委員会の運営等をめぐって、各地の学校・教育委員会が疲弊している。いじめに軽重はないが、「睨まれた」「悪口を言われた気がする」といった「いじめの訴え」に加え、いじめを理由に「成績を1ランク上げよ」等の「いじめ利得」や「加害者」とされた児童生徒を追い回し、罵詈雑言を浴びせる等の「いじハラ」ともいえる事案が頻発している。法的思考・法的対処が求められるようになった「法化社会」において、学校教育相談は様々な危機管理場面において、どのような役割を担い、どのように解決策・改善策を推進すればよいのか。

①学校教育相談について

カウンセラーが行う教育相談には課題が多い。要求もあるが、もっと児童・生徒を見て欲しい。(木を見て欲しい。)学校教育相談は森を木も全体を見て行う必要がある。

○事例：小4児童が遅刻をしてきて、いきなり机を倒した。どう対応するか。

*対応は心、カウンセリングマインドを持った対応が必要である。

以前の学校教育相談 受容と共感・傾聴

これからの学校教育相談 聴くから訊く。(さとす)間違った考えを正す事も必要。

*2つの事実を考える必要がある。

心理的事実の受容 机を倒す程の心情を訊き、父に殴られた事実のみ共感する。

・それは痛かったな。たいへんだったな。

客観的事実の確認 間違った事は受容も共感もしてはいけない。

・でも机を倒してはいけないよな。どうする？

間違った主張やクレーム対応：保護者対応 2割の案件は対応が難しい。保護者もいろいろな方がいる(パーソナル障害等)ので、学校での決まりやマニュアルを作成し学校として毅然とした態度で対応する：「〇〇と学校では決まっています。」

②いじめの対応について

いじめでは被害者・加害者の両方に謝罪や気持ちがないと、一方的に被害者に謝らせたり罰を与えたりして反発するばかりで、お互いに全く無意味である。

訊く ①何をしたのか⇒Bの足を引っかけた。 ②どうなったか⇒泣いちゃった。

③どう思ったか⇒かわいそうだった。 ④どうしたいか⇒あやまりたい。

⑤これからはどうしたいか⇒意地悪をしない。

③法科社会におけるいじめ問題をめぐる混乱⇒学校の責任を問う(個人への責任)

「いじめ防止対策推進立法」「フリースクール法」等が天津事件依頼、議員立法で制定された。

○不登校児案といじめを絡めた調査請求の増加。卒業後の事案や後付け事案も増加。

○教育問題から法律問題へ：急速にすすむ「法科社会」へ学校の対応が重要である。

*いじめがあったか。*自殺はいじめが原因か。(虚偽や関連のないも多い)

④いじめの危機管理「ナレッジ・マネジメント」

経営学からの発展で、組織として個人の集知した知識を他の企業や学校、ニュース等の失敗から学び、速やかに取り入れて対処し、失敗しないように常に学習していく事。

○「いじめの重大事案の調査に関するガイドライン」の研修や対応

⑤対応が難しい保護者への対応と危機管理

○すぐに謝らない。まず客観的事実を、いじめや自殺があった事を調査する。しかし、

心理的事実にも寄り添う。(いじめや自殺に対する家族の気持ち)

○記録を残す⇒開示性・具体性・俯瞰性：A4一枚に1日1行を記録する。

○留守番電話や理解しにくい保護者には可視化：紙に書く「7時まで面談は終了します。」

○保護者面談の三原則「人・時・場」を厳守する。守られない場合は警察対応も

「人(親のアセスメント：発達障害等・複数・同性で対応)・時(記録・お伺いを立てる・終了時間を決める)・場(学校が基本)」

(2) 研修会内容

「学校教育相談の新たな動向」講師 神田外国語大学教授 嶋崎政男先生

新学習指導要領には、ガイダンスとカウンセリングの重要性が明確に示され、「児童生徒の発達支援」が新たに設けられる等、学校教育相談の充実に一層の関心が高まっている。

「チーム学校」の推進や「社会に開かれた教育課程」の策定等、地域や学校内外の専門家・関係機関等との連携・協働の必要性が強調され、学校のコーディネート機能に大きな期待が求められている。こうした中、学校教育相談の役割はこれまで以上に重要となっていく。多様化・深刻化する児童生徒の課題とともに昨今の学校教育相談の理解を深めていく。

①新学習指導要領のポイント：学校教育相談の重視

○総則に新設された⇒「児童生徒の発達の支援」

○積極的・開発的・包括的な教育相談の推進⇒「心の健康教育の必要性」

②生徒指導・教育相談の基本姿勢：あるべき教師や親の姿勢

○愛情をしっかりと示す⇒言葉や態度(プラス思考で)

○毒のある親⇒過支配型の子どもが少年院に多い。

○子どもが愛を感じる信頼される大人になる⇒いつもは優しいが、悪いことをしたらきちんと叱ってくれる：「かけがえのない存在だから」

○3つの共かん「共感・共歓・共汗」⇒共働

○「名前で呼ぶ」⇒最も大切な響きを持つ言葉である。

○聴く(心理的事実)そして訊く。(質問：どうしたいか。どうするかを考えさせる)

失敗して叱るよりずっと効果的だった⇒子どもの感想

③クレーム問題から良好な人間関係の築き方を考える

○学校のすべき対応：「子どもの最善の利益の保障のために」

・電話で保護者の心理的事実(クレームに対する気持ち)にのみ共感する。

・電話ではため息を出したり感情で話したりしない。

・きちんと「○○さんですね。」と名前で対応する。

・電話のみでなく対面で対応する事を保護者に申し出る。

・相手の都合の時間を聞き、学校(公的機関)に出向いてもらう。

・玄関で時間に待っている。

・お茶を出す。(お客様として対応する)

・保護者の隣に座わる人も入り口付近も教員が座り、同性も立ち会う。

・校長が名刺を出す。(きちんと対応している事を示す)威圧的対応に注意する。

・複数で対応し、時間を決めて話す事を保護者にきちんと伝える。

・子どものプラス面から話し、今回の問題について、本人や親の気持ちをくみ取る。

・資料を示し、担任以外も説明する。(教頭や主任等)

・保護者をフォローする人も発言をする。

・通知表等の評価基準について、保護者や児童生徒に、きちんと伝えておく。

4 感想

今回の研修で児童生徒や保護者との人間的良好な関係の構築のために、普段からプラス思考、肯定的な言葉かけが重要である事を再認識した。法改正により子どもの命を守るためにもチーム学校での対応が重要であり、ひとりで対応せず、報告し共有し、記録し知恵を出し合う「ナレッジ・マネジメント」等の危機管理能力も身につけて行きたい。「心理的事実と客観的事実」にそれぞれ対応することで、「きちんと指導して間違いを正す・示す」姿勢の重要である。クレームにも毅然と対応することで子どもを守る事ができる。「困った親子」は「困っている親子」であると理解し、カウンセリングマインドの心で接していきたい。